

平成16年(不)第84号

請求人 疋田哲也

処分者 東京都教育委員会

請求人準備書面(5)

2006年(平成18年)9月4日

東京都人事委員会 殿

審査請求人 疋田哲也

上記代理人弁護士 津田玄児

上記代理人弁護士 福島晃

上記代理人 荒井文昭

上記当事者間の平成16年(不)第84号事件について、以下のとおり陳述する。

第1 分限事由1「私物」の件

1 「大量」との点について

請求人が、理科室、理科準備室等に保管していた「私物」とされる物品類については、確かに請求人が認めるところによっても段ボール箱約150箱分に及ぶ大量のものではあったが、用途は全て私用ではない。

これら物品類は、いずれも、授業、特別活動(文化祭(けやき祭)・体育祭(運動会)・合唱祭・修学旅行・遠足・学級活動等)、課外活動(課外部活動・演劇大会)で使用するものであった(請求人本人尋問。甲49~51)。

具体的にその一部を挙げれば、以下のとおりである。

理科教材(指導書・自作指導資料・教材プリント・文献・新聞雑誌記事等・教材ビデオ)×理科12~13カテゴリ(ダンボール約50箱)。保管場所は、理科室または理科準備室。

性教育教材(教材書籍・文献・性教育研究会資料・リーフレット・研究月報等・市販の雑誌類)。保管場所は第2理科準備室。

一般書籍。学級文庫だったもの。澤川校長から、担任を外されたため、教室に置けないものを、請求人が、理科室または理科準備室に保管していたもの。

スピーカー。用途は、多摩六都科学館から譲り受けてきたモニターが、音がでないので、ビデオ上映の際の音声出力用。保管場所は、第2理科準備室。

アンプ・ギター・キーボード。用途は、理科の音の授業教材。また、けやき祭(学校祭)、合唱祭の練習用。保管場所は、第2理科準備室。

暗幕。視聴覚室の窓のブラインドが遮光できない形状のため、授業でスライド上映をする際には、理科室を使うものとし、理科室で用いるために、請求人が持ち込んだもの。また、けやき祭の演劇でも使用した。

けやき祭演劇用の物品類。衣装・ぬいぐるみ等。保管場所は、理科準備室。

スキー板・スキーブーツ。スキー教室用。保管場所は、体育倉庫。

古タイヤ。小平五中には、専用のテニスコートがないため、請求人が顧問をしているソフトテニスの活動は通常のグラウンドの一角を使用していたが、ソフトテニスは地面の平面性が必要なため、地面均しに用いていたもの。

ソフトテニス用移動ポール・ネット。小平五中には、専用のテニスコートがなく、テニス用のポール・ネットすらなかったため、請求人が、赴任してきた際に持ち込んだもの。

(以上は、ほんの一例である。)

請求人の保有していた、授業用などの「私物」については、確かに大量ではあったが、授業・特別活動・課外活動に積極的な教職員であるならば、他の教職員も多かれ少なかれ「私物」を授業の用途に供している。これは、小中高大学を問わず、どの学校においても見られることである(甲48、陳述書)。

「大量」であるのは、分かりやすい授業、積極的な学校活動を行うために努力した、請求人の努力の結果であって、むしろ、教職員の使用物品が大量となるのは、その教職員の授業、学校活動に対する積極さと比例する関係にあるものであり、決して、非難されるべき筋合いのものではない(甲19、卒業生のメッセージ。甲20～22、卒業生の陳述書。甲47、元同僚の陳述書。甲48、元生徒氏の陳述書)。

むしろ、学校側が、公費で十分な備品を揃えず、教職員の「私物」に授業を頼っている状況こそが問題である。実際に、請求人の小平五中赴任当時には、授業のスライド上映に必要な暗幕すらなく、請求人が持っていた暗幕をもって、これに充てたという状況であった。また、テニス用の移動支柱及びネット、古タイヤ、スキー板、スピーカー、性教育資料についても、全く同様であり、その意味では、請求人の「私物」なるものは、純粋に「私物」ではなく、**もっぱら学校の教育活動において使用されるものであり、かつ、それなくしては教育活動が成り立たないもの**であって、その意味では、学校の備品としての「公物」とも言えるものである。

したがって、本件「私物」とされるものは、厳密な意味で請求人の私物ではなく、そもそも請求人に撤去義務があったのか、更には撤去権限があったのかも疑問である。

なお、請求人は、これらの物品については、量こそ「大量」ではあるが、事故等の発生がないように十分に配慮していたのであり、その点からも問題とされるべきものではない。

2 澤川校長赴任以前には、「私物」の件は一切問題とされていなかった。

前々任の 校長時代(平成10年度)、前任の 校長時代(平成11年～13年度)には、撤去については、澤川校長時代と量は大差ないにも関わらず、何ら整理・撤去についての命令・指示はなかった(請求人本人尋問)。

このことは、すなわち、請求人が理科室、理科準備室等に保管していた「私物」は、**もっぱら学校の教育活動において使用されるものであり、かつ、それなくしては教育活動が成り立たないもの**として、管理責任者から積極的に受け止められていたことを物語る。「私物」は、請求人が5中に転任するに先立ち、理科室・理科実験室を下見に趣いた際に、理科室・理科実験室には、実験機材・材料は存在したものの、授業に必要な教材の準備が皆無であることに驚愕し、当時の校長にこれらの教材が必要であることを訴え、その支持を得て教材として持ち込まれたのが、持ち込みの経緯である。従って、澤川校長以前の学校の管理責任者である校長は「私物」を問題視するどころか、むしろ、良い教育活動の基盤として積極的に評価し、学校で集めた教材である性教育資料の置き場にするなど積極的に活用し、請求人もこれに応じて整備してきたのである。客観的に5中の教育活動に欠かせぬものとして、役立ってきており、問題は全くなかった。

3 「いやらしい本」「男性用雑誌」とされるものについて

「いやらしい本」「男性用雑誌」と処分者側から指摘されている雑誌の用途は、性教育用であることは明白である(請求人本人尋問。甲32、 教諭の教材プリント。甲69)。実際、コンビニエンスストアなどで、中学生が手にとって見ることの出来る、性表現のある雑誌類について、どのように接するかと言う問題は、性教育学界でもトピカルな話題であったものである(甲69)。したがって、これらいわゆる「いやらしい本」なるものについても、上記の授業用資料等と全く同様、**もっぱら学校の教育活動において使用されるものであり、請求人が保管していることが何らかの問題とされる筋合いのものではない。**

しかも、これらの雑誌は、養護の 教諭に依頼されて、請求人を含む複数の男性教職員が購入してきたものである(請求人本人尋問)。その意味では、厳密な意味で、請求人に所有権がある「私物」ではなく、そもそも請求人が撤去すべきもの、または請求人に撤去権限があるものでもない。

保管場所も、生徒には目の触れない、理科準備室であった(請求人本人尋問)。

したがって、請求人が、これらの雑誌類を保管していたことについては、問題視されることは一切ない。

むしろ、これを、保管者である請求人の許可なく、開披・写真撮影した教頭の行為こそ問題である。更には、写真撮影を行った岡崎教頭は、雑誌の一部を、生徒の目には触れない理科準備室から、わざわざ理科室に出した上で、写真撮影を行っており(請求人本人尋問259～。乙4の写真0005・0006・0007)、いかにも、生徒の目に触れる理科室に元々雑誌類が置いてあったような状況を作成しており(写真撮影時刻から見ても、理科準備室から0005～0007の写真を理科室に持ち出して並べ、その後、もともと理科室にあった0001～0004の写真撮影を行い、その後、準備室から持ち出して並べた0005～0007の写真を撮影し、その後、理科室で開披したダンボールの蓋を閉めて、0008以降の写真撮影をしたことが客

易に見て取れる。)、更には、写真タイトルも「15年度足田教諭理科室雑誌」と記載しており、請求人を故意におとしめる意図が明らかであって、証拠収集・作成方法としてきわめて不当・違法である。

また、一時期、上記雑誌類を校長室まで運んでおきながら(岡崎証人尋問228)、その後、また理科準備室に戻した行為は不可解極まりない。背後に、請求人を「いやらしい雑誌を隠し持っていた不屈きな教員」と周囲に思わせる悪意があったとするのは決して考えすぎではなからう。

4 撤去命令

(1) 澤川校長赴任当時、請求人は、校長から「整理するように」との話はされていたが、当初は、強い撤去命令ではなく、「徐々に整理してください」という緩やかな支持であったに過ぎない(甲71、請求人陳述書。請求人本人尋問)。少なくとも、「撤去の職務命令」と評価できるものではない。

また、学校訪問にあたって「見栄えを良くするように」との澤川校長からの指示には、請求人は従っている。

したがって、平成15年10月に請求人が研修に入る以前の澤川校長による「整理の指示」を、「撤去命令」と評価し、請求人に「校長の撤去命令に対する職務命令違反があった」とすることは、事実誤認である。

(2) また、校長には、学校の教員に対する指揮命令権があることは否定しないが、その指揮命令権も、どのような命令も許されるという自由裁量なのではなく、命令に合理性がある場合にのみ許される、羈束裁量であるはずである。

とするならば、本件の撤去命令は、「私物」が請求人の行う授業、課外活動等の学校活動に必要なものであった以上は、授業等の学校活動に必要な物件を撤去させることには合理性を欠き、したがって、校長による請求人保管物件類に対する撤去命令自体根拠がなく、この命令に対する「職務命令違反」に対しては、そもそも請求人に対して不利益処分を課すことは出来ないはずである。

5 撤去の履行

上記、校長による撤去命令の合理性欠如の問題は、ひとまず措いておくとしても、請求人は、平成16年1月5日に保管物品類の一部を(このことは学校側も認めている。甲1)、更に本件分限処分発令前、同年2月22日に、撤去を完全に履行している(請求人本人尋問、甲13、岩崎陳述書。甲12、請求人陳述書)。

これに対して、処分者側は、「未だに請求人の私物であるアンプ等が放置されている。」旨主張し、その写真を真っ先に書証として提出している(乙1)。

しかしながら、上記アンプ・スピーカー等は、平成16年2月22日に、請求人が、「私物」とされた物品類の最後の引き取り作業に赴いた際に、学校側(具体的には岡崎教頭)に、引き上げるか否かを確認した際に、「必要かもしれないから、とりあえず残しておいてください」と言われて、引取りのためのトラックの荷台にはまだ積み込む余裕があったにも関わらず、あえて、学校側の要請により残置してきたものである。しかも、その後、学校側から、請求人に対しては、ビデオテープの確認の連絡はあったものの(甲24)、処分者が「放置した」と主張しているアンプ・スピーカー類についての引き取り連絡は一切ない。

したがって、アンプ等の残置は、撤去の不履行にはならない。

なお、この点について、岡崎教頭は、証人尋問において「自分の判断で引き取りに来るべきである」旨、述べている。しかしながら、岡崎教頭は、証人尋問においては頑なに否定したが、請求人に対しては、分限処分後（具体的には、平成16年4月頃の送別会のとき。離任式の日。）、「あなたは生徒の前に立ってはいけない」旨、強硬・執拗に繰り返し、請求人に近づいてくる生徒を追い払う行為をしているのであって（甲56）、教頭からそのような行為をされている以上は、請求人としてはおいそれと小平五中には近づくことも出来ない状況に置かれているのであって、「自分の判断で取りに来い」というのは、自ら請求人を小平五中から遠ざけておいている以上、全く矛盾した発言である。

6 小括

以上のとおり、分限事由の第1である、「大量の私物保有と撤去命令違反」については、まず、「私物」なるものは全て授業等の学校活動に用いるものであり、純粹な意味での「私物」ではなく、請求人には撤去責任はなく、また撤去権限があるのかすら疑問であることから、校長の撤去命令は合理性を欠き、「撤去命令違反」についてはこれをもって「職務命令違反」として、請求人に対して不利益処分を課すことは不可能であり、上記「職務命令違反」を構成するか否かの点はひとまず措くとしても、請求人は実際に、分限処分前に撤去を完全に履行しているので、分限事由足りえないことは明らかである。

したがって、「大量の私物保有と撤去命令違反」を分限事由とした、本件処分は違法であることは明らかである。

第2 分限事由2 自動車通勤についての職務命令違反について

1 前提として、許可制か届出制か

結論から言えば、小平市においては、教職員の自動車通勤への方法変更は、許可制ではなく、届出制であることは明らかである。すなわち、自動車通勤の必要性が客観的に認められれば、自動車通勤が可能である。

「教職員のサービスの厳正について」（甲18）によれば、職員の自動車による通勤は原則自粛となっているが、例外として、「ア サービスとの関連で、早朝または深夜に通勤する必要がある者で他の交通手段によることが困難な場合」「イ 遠くくの事業所等に通勤する者で、他の交通手段によることが困難な場合」「ウ 身体障害者で自動車により通勤する必要がある場合」「エ その他止むを得ない事情があると認められる場合」には、自動車通勤が認められると規定され、更に、「例外による自動車通勤については、その旨所属長に届け出を行うものとする」と明確に許可制ではなく、届出制が規定されている。すなわち、自動車通勤については、客観的に例外要件を満たし、その旨の届け出を行えば、所属長の許可を得るまでもなく、認められるものである。

反面、自動車通勤を許可制であるかのように規定している通達（乙5の4）は、公示もされておらず、職員に周知もされておらず、単なる校長宛の通達に過ぎず、職員を拘束する法規範性は有しない。乙5の4の書面が単なる通達に過ぎないことは、処

分者自身も準備書面中で認めているところである。

したがって、乙5の4を根拠に、教職員に対して、自動車通勤の許可制を強いることはできないものである。

2 請求人は、客観的に、自動車通勤が必要な状況にあった

(1) 請求人については、遅くとも平成12年5月頃には、客観的状況（特に父親の容態）からすれば、自動車通勤が必要な状態にあった。

すなわち、すでに、請求人の父親である、故正田正氏（代理人福島は、何度も同人と接しているが、温厚な人柄の中にも強い意志持つことが感じられる、非常に好人物であった。苦勞がなければ、もっと長生きできたであろうことを考えると残念でならない。）は、C型肝炎による肝硬変を発症し、汎血球減少及びせん妄の治療を開始しており、いつ倒れてもおかしくない状態にあった（甲6、7、71）。

したがって、請求人としては、父親の看病・病院への送迎と言う点のみならず、いざという緊急時に（実際に、医師からは、いつ倒れてもおかしくない旨、宣告されていた。甲6、7）、直ちに父親の元に向かう必要があったのであり、請求人が勤務先である小平五中の近傍に居住しているのであればともかく、そうでなかった以上は、客観的に自動車通勤が必要な状況にあったことは明白である。

(2) 通勤時間について

処分者は、重箱の隅をつつくような主張をして、必死に否定しているが、請求人の通勤時間は、実際に、行きには約2時間かかっていた（請求人本人尋問）。

なお、処分者は、最寄のバス停の虚偽申告、所要時間の虚偽申告を主張していると思われる。

バス停の「虚偽申告」について

バス停の位置は、行きと帰りで自宅からの距離が違う。行きは、貝沼が自宅の最寄で、帰りは、道場が最寄である（乙32）。「通勤」とは常識的に、行きのみを「通勤」とすれば、帰りの帰宅方法は自由とでも言うのであろうか？）、職場への行き帰りを意味するのであって、請求人が、最寄のバス停を「道場」と申告したとしても、虚偽申告とはならない。ちなみに、バス料金は同じである。

時間の「虚偽申告」

校長の調査（混雑のない、しかも学生の行き来のない都民の日の調査）によっても、鷹の台駅から請求人宅まで75分かかっている（澤川証人尋問）。

したがって、鷹の台駅から小平五中までの距離を徒歩で行く時間を考慮すれば、校長の調査によっても、請求人の申告とほぼ同じ時間となる。しかも、朝の時間は、道路事情、乗り換え、鷹の台駅の下車時間でもっとかかる。しかも、駅の乗り換えは階段の昇り降りもあり、平面上の距離だけで単純に時間が算定できるものではない。しかも混雑している朝のラッシュ時である。

また、鷹の台駅から、小平五中までの所要時間も、ホームページ掲載の15分では到底到達不可能である。請求人が徒歩通勤をしていたときも、実際には25分かかっていた（請求人本人尋問）。客観的に地図から道程を測っても、徒歩25分程度はかかるであろうことは用意に判断できる。

また、甲73「駅前探検倶楽部」からのデータでは、五中の隣までの距離・時間は1620m、約30分となっている。

こんなことは、実際にその時間にその場所を歩いてみれば分かることである。実際の状況は、誰よりも、請求人自身が良く知っている。

ちなみに、現在、ひばりが丘駅北口階段上の表示は、「徒歩3分」となっていた、処分者代理人の調査当時と異なり、現在、「徒歩6分」と変更されている。

(下記写真。平成18年8月9日。撮影者：請求人)



(3) 以上からすれば、客観的には、請求人は、遅くとも平成12年5月には、自動車通勤が認められる状態にあったといえる。

3 請求人は、通勤方法の変更届を出していた

そして、手続面でも、請求人は、通勤方法の変更届を出していたことは、証拠上明らかである(甲3、4)。

4 とするならば、客観的に自動車通勤が必要で認められるべき状態にあった以上、変更届の提出を持って、特段校長または市教委の許可がなくとも、客観的に自動車通勤は認められる状態になっているのであって、これを禁止する校長の職務命令なるものは、法的拘束力を持たず、職務命令として無意味である。

にもかかわらず、請求人に対して、「自動車通勤を止めるよう」「職務命令」を乱発するのみならず、生徒の前で「疋田先生は悪い先生です。このことを親御さんにも

伝えてください」などと大声をあげて宣言する校長の行為は、特異な人格に根ざした異常行動というほかなく、パワーハラスメントに他ならない(後述)。

なお、実際、代理人福島が直接校長の元へ出向いて請求人の自動車通勤を要請した直後、平成14年4月には、教育委員会も正式に自動車通勤への変更を認めている。

しかも、請求人についての客観的状況は、請求人が自動車通勤への変更を始めた頃と大きくは変わっていない(たしかに、請求人の父親は、平成14年4月には手術を行った直後ではあったが、もともと父親の病状は相当に悪化しており、請求人が緊急対応が必要な状況にあったことは従前と一切変わっていない。)。

5 父親の校長への要請について

なお、平成14年7月、10月に、請求人の父親は、小平五中を訪問し、請求人の自動車通勤を認めるように要請している(甲6,7)。

これに対して、校長・教頭は「表敬訪問」と主張している(両証人尋問)。

しかしながら、なぜ、請求人の父親が2度も表敬訪問するのか?全く理由がない。証人尋問の際の人事委員からの上記疑問点についての質問に対しても、岡崎証人は一切合理的説明が出来ておらず、「単なる表敬訪問」なる澤川校長・岡崎教頭の証言は偽証に他ならない。

また、父親の弁護士宛の文書(甲5)によれば、父親の澤川校長の対応に対する憤怒の情が明らかであり、2度の訪問が表敬訪問などではなく、2度とも自動車通勤についての要請を行ったことは明々白々である。また、平成15年4月に、請求人代理人の福島が、澤川校長と面会した際に、澤川校長に対して、父親が前年に2度にわたり自動車通勤の要請を行ったことを前提とする話をしたが、澤川校長はそれを一切否定しなかった(請求人本人尋問。その意味では、澤川校長も偽証を行っていると言える。)。

6 小括

以上のとおり、そもそも、法的に言えば、小平市においては、許可制ではなく、届出制であり、教職員の自動車通勤(への変更)は、許可制ではなく、客観的条件を満たした場合に届出を行えば足りる届出制である。

しかも、請求人については、父親の病状等から、遅くとも平成14年には客観的に自動車通勤が必要な状況にあったのであり、かつ、請求人は「自動車通勤への変更届」の届出を行っているのであるから、客観的に既に自動車通勤は認められる状況にあったものである。

したがって、自動車通勤が認められる状況にあったにも関わらず、自動車通勤禁止の「職務命令」は全く命令としての意味がなく、したがって、「職務命令違反」という事態も生じ得ないものである。

よって、自動車通勤に関する職務命令違反を分限事由とした本件処分は、前提としての法解釈を誤り、かつ重大な事実誤認をしているものであって、明白に違法である。

第3 分限事由3・4 体罰の件について

- 1 体罰については、平成15年3月の体罰のうち、「生徒Aの左ほほを右手の拳で3回殴り」という点を除き、3月のA君の件、5月のB君の件について事実関係を認め

る。

- 2 体罰については、決して許されるものではなく、その点で、請求人に非があったことは素直に認め、反省・謝罪する。

なお、体罰の背景について説明を加えておこなうならば、請求人が陳述しているとおり、請求人が教職に就いた時期はいわゆる「荒れる学校」の時代であり、体罰についてもむしろ生徒指導の一環として、認められている風潮があった。

請求人も、新任のころの研修で、「当事者が納得していれば体罰とはならない」旨のいわゆる「強いスキンシップ論」を教えられ、平成15年当時も、そのような認識にあったという事情がある（甲71、請求人陳述書）。

なお、もちろん、「強いスキンシップ」論が誤りであって、体罰が許されないものであることは当然のことであり、請求人が体罰を行ったことについて、言い訳をするものではない。

3 研修での認識改善

しかしながら、請求人は、平成15年10月からの研修で、体罰についての研修を受け、自らのそれまでの体罰についての認識が全くの誤りであったことを気付かされ、体罰に関する認識を根底から改めている。

このことは、請求人の陳述のとおり、同年10月8、9日の目黒の研修センターでの研修内容（甲27）および、その際の資料（甲61）からも客観的に明らかである。

また、上記研修後、直接の面会はかなわなかったが、B君およびその両親に手紙の形で謝罪をしており、その点からも、請求人が、体罰の認識を研修によって改め、反省したことは明白な事実である。

更に言えば、教育学者の研究によっても、体罰経験教師の方が、むしろ非経験教師よりも「体罰は絶対にいけない」と認識することが多いという調査結果があり（甲17、「懲戒・体罰の法制と実態」（90）ページ以下）、請求人の事例もまさにその典型例であると言える。

なお、体罰に対する認識については、むしろ、校長も含め、現場の現職員のほうが、体罰についての認識が甘いと言える（甲36、バスケットボール部丸刈り事件の顛末。他の教諭の体罰事件についての澤川校長も関与しての隠蔽の事実（甲71、請求人本人陳述書。請求人本人尋問））。

4 処分者側は、「研修成果ではない」と主張

しかるに、処分者側は、「請求人の体罰についての認識は変わっていない」もしくは、「研修成果で変わったものではない」旨、主張し、澤川校長等の関係者もその旨発言している。

しかしながら、稲葉理事以外、都教委の佐藤管理主事も、澤川校長も、岡崎教頭も、誰も研修成果を見ていないことはそれぞれ自らが認めるところである。何ゆえに、研修成果を見ずに「研修成果ではない」と断言できるのか、理解に苦しむところである。

澤川校長などは、「発言が180度変わったのが怪しい」旨、証言しているが、それならば、最後まで反省もせずに誤った認識を貫き通したほうが教職員としても適格だとも主張するのであろうか？まさかそのようなことはあるまい。

請求人が、体罰についての認識を変えたのは、上記のとおり、研修の成果以外の何

物でもない。また、請求人が述べるとおり、研修の中で、「地方公務員法によって身分を守られている」という講義を受けて、澤川校長からの異常なパワハラに対する過剰な怯えから解放されたといういきさつもある。

なお、澤川校長、岡崎教頭はともに、平成15年12月16日に小平警察を訪れたときの請求人に接した際の請求人の対応を根拠に「疋田教諭は、その場に居ない裏づきの取れない人の言葉を使って、いろいろと主張する。」ということ根拠にして、「結局、請求人は何も変わっていない」として研修成果を否定する。

しかしながら、請求人は、「その場にはいない、裏づきの取れない人の言葉を使っていろいろと主張する。」ということはない。請求人は、たとえば、離任式の日の教頭による嫌がらせ（甲56）などからも分かりますとおり、根拠のない話はしていない。

また、澤川校長が指摘する、小平警察の加藤係長の話（「校長のやり方はやりすぎだよ」という話）についても証明の機会をいただければ、立証・裏づけが可能である。

したがって、平成15年12月16日の請求人の対応を根拠に、実際に行われていた研修の結果報告に一瞥すらせず、「研修成果はなかった」旨、述べる校長の発言は、実際に請求人の研修成果がなかったことについて何らかの証明・根拠足りうるものではありえない。むしろ、請求人に対する執拗な攻撃を継続するという、澤川校長の特異な性格に深く根ざす、異常行動こそを明らかにするものである。

むしろ、「その場にはいない、裏づきの取れない人の言葉を使っていろいろと主張する」のは澤川校長の方である。澤川校長は、自らの証人尋問の席において、裏を取れない請求人の亡き父親の誹謗中傷をしている（澤川証人尋問）。

5 実際に、請求人の教壇復帰を前提とする研修が行われていた。

請求人は、平成15年10月の研修命令には素直に従っており、更に、研修の初期、10月8、9日には、体罰についての研修を受け、体罰についての認識を大きく改めている。

また、研修の目的も、そもそも請求人の教職員としての資質向上のためのものであった（甲53、54）。

研修内容も、実際に請求人の教職員としての適格性に大きな問題がなかったことから、特に研修後半には、教壇復帰に向けての、具体的な授業方法についての研修などがプログラムとして行われていた（甲71、請求人陳述書。請求人本人尋問）。

かように、研修によって、認識の間違いを改め、その後の教職員としての活動に資することは十分に可能なのであり、請求人の事例はまさにそのような事例であったものである。これは、教職員の研修のみならず、広く「教育」という営みについて該当することである。ほかならぬ都教委たる処分者が、請求人の研修成果を否定することは、東京都の教育を統括する当の機関が、「教育」という営み自体を否定することでもあって、自己否定である。

また、処分者は、請求人の行為を「特異な性格に深く根ざしたもの」「矯正不可能」と主張する。

しかし、かような処分者の主張は、「そもそも研修などしても無駄である」と言っているに等しく、「教育」の効果を否定するに等しく、教育に携わるもの、それどこ

るか、東京都の公教育を統括する教育関係者として、教育を自己否定するものであり、あるまじき主張である。言うまでもなく、人間は、年齢・経歴を問わず、教育による矯正は可能なのである。この教育による成果を当初から放棄しているかのような、「特異な性格に深く根ざしたもの」「矯正不可能」とする処分者の主張は、教育者としての教育の自己否定に他ならない。

さらに、処分者側は「12月頃から、請求人の免職を視野に入れていた」と主張する。

それならば、何のための研修であったのであろうか？そもそも研修の開始は、「請求人の教職員としての資質を高めるため」であって、相当の成果を上げている。少なくとも、「十分な成果が上がっていない」という状況ではなかったことは明らかである（甲27、28．研修結果報告）。そして、稲葉理事以外、直属の上司である澤川校長、更に最終処分を決定する都教委の佐藤管理主事ほか関係者は、誰も請求人の研修成果は一切一瞥すらしていないのである。

もし、本当に処分者の主張するとおり、「12月頃から免職を視野に入れていた」というのであれば、研修成果を十分に検討することもないままに、意味のない研修を無為に継続していたということになり、処分者の言うことは自己矛盾であり、全く理解できない。あえてその理由を推測するならば、当初から研修が、請求人を処分するためのワンクッションに過ぎず、請求人免職の結論が先にありきであった、と考えるほかない。

6 小括

以上のとおり、請求人が体罰を行ったことは、細かい点を除いては事実であり、その点については、素直に反省する。請求人が、A君、B君に対して体罰を行ってしまったことは、取り消しのきかない事実であり、その意味では、請求人としても、厳正な罰としての懲戒処分を受けることはもちろんやぶさかではない。

しかしながら、体罰を行ってしまった後に、研修を受け、その成果として、体罰についての認識を大いに改め、反省・謝罪をしている状況になった以上は、最早「教職員として適格性を欠く」とは言い得ないものであって、懲戒処分ならともかく、「不適格性」を理由とする分限処分を受けることは到底是認し得るところではない。

また、処分者は、「研修の成果ではない」旨、再三再四主張しているが、請求人が受けた研修成果を十分に検討しないばかりか、ほとんど研修成果すら見てもいないのに、「研修成果ではない」と断言することは、むしろ請求人に対する悪意があるとしか考えられない。

結局のところ、請求人が過去に行った非違行為としての「体罰」に対して、懲罰としての懲戒処分を受けることは止むを得ないものである。しかしながら、請求人が、研修成果により「体罰」に対する認識を改め、反省している以上は、最早、体罰については、教職員としての「不適格性」の理由、分限事由とはならないはずのものである。

しかるに、「体罰」を理由に、懲戒処分ではなく、あえて、分限処分を適用して、請求人を免職にまで追い込んだ本件処分は違法であることが明白である。

第4 分限事由5 いわゆる「確認書」の件

1 いわゆる「確認書」の件については、請求人が、生徒Bに「お父さんに書いてきてもらうよう」求めたことは認めるが、「強要」したことは否認する。書いてもらうように頼んだという限度で事実関係を認める。

また、分限事由としては、本件は「体罰」とはされていないが、かような行為も、生徒に不快感を与える点で、一種の体罰の範疇に入ることは、請求人は、研修で十分に認識し、反省している。

また、生徒B君、B君の保護者にも、体罰の件も含め、その後、万が一後遺症が出た時の責任、免職処分がB君の責任ではないことの説明責任などのフォローまで行うことで、許しを得ている（甲11、示談書）。

したがって、非違行為としての体罰のひとつとして、懲戒処分の対象となることについては、請求人も否定しない（ただし、B君、B君の保護者が宥恕していることを考慮すれば、懲戒処分も軽度であるべきである。）。

しかし、分限免職事由として「不適格性」のひとつであることは否認する。なぜならば、すでに、体罰本体の件も含めて、「確認書」の件についても、請求人は認識を改め、既に反省しており、この点についての「不適格性」については、既に研修成果により解消されているからである。

2 「隠蔽工作」との点について

処分者は、本件については、むしろ「体罰そのもの」というより、「体罰の隠蔽工作」を問題視し、不適格性の理由としているように思える。

しかしながら、請求人がかような行為を行った事情としては、以下のような事情があった。

当時、請求人は、B君に対する体罰を「強いスキンシップ」であり、「体罰」ではない、と考えていた。

つまり、あくまでも、請求人の主観を基準にするならば、「請求人は『体罰』を行ってはいなかった。」ものである（もちろん、客観的にはこの認識が間違いであり、請求人自身も研修成果によりこの認識を改めていることは前述したとおりである。）。

しかるに、当時、請求人は、B君の父親が、5月5日の山中湖での体罰については、納得・了承してくれていると認識（ただし、実際には誤認）しており、したがって、請求人の当時の認識では、「当事者が納得している以上は、体罰ではなく、『強いスキンシップ』である。」というものであった。ただし、請求人は、B君に（正確には、B君を通じてB君の父親に）、「請求人が体罰を行っていないこと」を証明する文書（「確認書」とされているもの）の作成を求めた直後に、B君の父親から抗議を受け、書面の作成を依頼したことについては撤回するとともに、書面作成依頼につき直ちに謝罪している。

請求人に対する、澤川校長からの執拗なパワーハラスメント

当時、請求人は、澤川校長から、陰湿・執拗なパワーハラスメントにさらされており、状況を放置したのでは、請求人の当時の認識では、自ら「体罰」を行っていないにも関わらず、校長から「体罰教師」として何らかの攻撃が明らかに予想され

た状況にあった以上（甲71、請求人陳述書。請求人本人陳述）、校長からの不当なパワハラに対する防御を目的として（パワハラの実態については後述）のために、請求人が、「実際に自分が体罰を行っていないこと」を、当事者であるB君やB君の保護者に証明してもらおうと思った上で、防御手段として、やむなく行ったものである。

したがって、「確認書」なる件についても、請求人自身、当時の認識では「結果としては誤った認識ではあるにしろ、「体罰」とは認識していなかったこと、澤川校長から執拗なパワーハラスメントを受け続けていた状況下では、校長からの不当なパワハラに対する防御を目的として、防御活動の一環として、当事者に「体罰ではなかった」ことを証明してもらう必要があった、という事情があるのであり、請求人がかような行動をとったことには、誠に止むを得ない面があるのであって、決して、請求人の「異常な性格に根ざした行為」などではなく、同じ状況にさらされた人間であれば、誰でもとりうる行動であったものである。

したがって、「確認書」の件について、「隠蔽工作」として、請求人の不適格性の兆表として過大に評価するのは誤りである。

第5 分限事由6・7 事情聴取命令の拒絶・虚偽陳述

- 1 事情聴取に対する拒否、市教委の調査の場で、「体罰はなかった」旨、発言したことは認める。
- 2 しかしながら、「体罰はなかった」旨、発言したのは、請求人がまだ研修前であり、自らの行為が「体罰ではない」と認識していたからであり、当時の請求人の状況においては、主観的には「虚偽発言」ではない。
- 3 また、「事情聴取の拒絶」の背景としては、第5「確認書」の件でも述べたように、校長からの執拗なパワハラに対する止むを得ない防御という面がある。

しかも、パワハラを受けて、狙い撃ちされている状態の中で、校長が市教委に報告書を上げたことは分かったが、どのような内容の報告（これまでのパワハラはいきさつからして、虚偽の内容も十分に予想された。）を市教委に上げたかわからない状態に置かれ（請求人は、個人情報保護条例に基づき、校長の市教委宛の報告書について開示請求したが、その開示請求も拒否された。）、当時、自己防御のためには止むを得ない面もあった。

しかも、請求人の当時の認識では、自らの行為は「体罰」ではなく「強度のスキンシップ」であって、請求人の当時の心情では「体罰教師として不当処分されるのではないか」との恐れが強く、それに対抗して防御権を行使する必要があったものである。

- 4 したがって、事情聴取の拒否や「虚偽の陳述」も、分限の要件としての「適格性不足」として、過度に評価できない。

第6 背景事情 請求人に対する校長等のパワハラ

- 1 請求人は、授業手法のみならず、学校運営面においても能力の高い教職員として、小平五中においても、前々任の 校長、前任の 校長から、学年主任などとして、学校運営の中心的職員の一人として教育活動を担ってきた（甲71、請求人陳述

書。請求人本人尋問)。

- 2 しかしながら、平成14年4月に、澤川校長、岡崎教頭がそろって着任してきて以後、突如として、請求人に対するさまざまなパワーハラスメントが行われるようになった。

澤川校長らの、請求人に対するパワーハラスメントの状況をまとめると、以下のとおりである(甲71、請求人陳述書。請求人尋問)。

時	校長・教頭の動き等	通勤届内容変更願の経緯	その他の動き
平成14年 4月 5月	<p>校長赴任後、約1週間経ったときの職員会議で、校長が出した学校経営案「創生(今までの学校経営を変えて、新しく来た教員を中心としたものにする。)」が、ほとんどの職員から反対され、校長は後日撤回。</p> <p>そのときの職員会議で、請求人も反対意見を言った。 (校長の攻撃の標的に選ばれた)</p> <p>5月 PTA 広報誌の自由筆記の自己紹介の欄の中の請求人の屋号について校長が書き直しを執拗にせまる。(校長に服従するかを試された)</p>		
6月	<p>請求人が所属している東京都性教育研究会から「請求人を理事に委嘱する」旨の書面が、校長に届く。</p>	変更願提出を校長が指示	

	<p>その1週間後に、「『保護者達の間で、理科準備室にいやらしい本があるとの噂が立っている』とある保護者が校長に電話してきたので確認して欲しい」と教頭に言われる（「保護者が誰かは具体的には言えない」と校長が言っていたとのこと）。教頭に性教育の冊子及び資料であることを説明した上で確認してもらい、教頭から「それならば結構です。そのように報告しておきます。」との発言。 (性教育ハッソク)</p>	<p>校長「現状(自家用車通勤)に合った通勤方法への変更の手続きをとりなさい。」 6.17</p>	
7月	<p>20年続いていた、生徒の休日の自転車登校を、校長がH14の夏休みから禁止すると宣言する。</p> <p>五中出身の保護者等から納得する説明と撤回要求が出たが、校長は決定した坂井教育長に直訴するようにと指示する。</p> <p>ソフトテニス部の保護者からの陳情書を、請求人がまとめて校長の所へ持っていったので、請求人が扇動してるのではないかと言われ、違うと答えた。</p> <p>「2学期の総合的な学習や選択教科の校外学習でも自転車の使用を校長が禁止したので、活動範囲が狭まるので担当者が困っている」と請求人が言うと、「保護者が個人的に市教委に掛けあうことはかまわない」と校長は答えた。</p>	<p>変更願と理由書を提出 7.9</p> <hr/> <p>C型肝炎(父)の診断書と介護認定書提示 7.1</p>	

		<p>生き証人として市教委と一緒に 行く約束で病身の父が来校したがその場で断られ 校長が責任をもって市教委を説得すると断言し帰される。7.11 校長が紛失したため、請求人が変更願と理由書を再提出 7.12</p>
<p>平成 14 年 8 月</p>	<p>校長はソフトテニス部の保護者全員に学校から電話をし、「疋田が自転車登校陳情を扇動したのではないか」「疋田に問題点はないか」等、聞きだそうとして、保護者達とトラブルが生じる。</p> <p>部活動の帰りの歩行中に熱中症で倒れ入院した男子生徒が出たが、校長は自転車禁止への批判をおそれて隠蔽した。</p> <p>校長は、保護者からの要請で選択教科の自転車禁止を撤回。また、部活動でも校外へ移動するときは自転車使用許可に訂正した。</p>	<p>市教委が却下したと校長が請求人に報告</p> <p>理由説明なし</p> <p>校長「お父さんには気の毒だが通勤届通りに現状に合わせろ。」</p> <p>(以後、現状を理解している教頭の指示で、車通勤の日はその都度、届けを提出)</p> <p>8.5</p>
<p>9 月</p>		<p>4 校時校長が職員室まで追いかけてきて職務命令を読み上げる</p> <p>再度、変更願と理由書を提出、以後毎日車通勤の届けを提出 9.25</p>

10月

病身の父、再び校長から呼び出され来校。校長は異動希望の提出を交換条件に車通勤を市教委に認めさせると発言し父から異動を勧めるように依頼した。その際、校長は「息子さん（疋田哲也）は坂井教育長から嫌われているので処分される。処分を避けるには早く異動した方がいい。このままだと疋田家は滅ぶ」と脅迫したが、息子の意思を尊重したいと父は断る。父は校長ではなく教頭から息子に話すことを願い、校長承諾
10.9

午後7時頃職員室で、校長が大声で威嚇、父が息子（疋田哲也）の異動を希望していると虚言し、更に処分されたくなかったら、異動すべきと脅迫 10.10

異動が絡んできたので、自分の車通勤変更願に関しては、必ず教頭と職場委員を立ち会いのもとで話し合うことを要請し受理される。

10.11.pm3:00

校長は約束を無視し、立会人や教頭なしで、ひとりで

H14.10.13

<p>校長室に来て職務命令書を受け取れと命令した。請求人が車通勤変更願の未回答を示唆すると、校長は「車通勤をやめるまで何でもやる」と脅迫した。pm7:00</p>	<p>昭和中コートのソフトニス 東京都大会予選の最終戦で、弱気になっている2年女子選手の頬を保護者の前で1回平手打ちした。その後逆転して東京都大会出場を果たす。</p>
<p>校長が私設の駐車場の請求人の車を学校の生活指導用のパソコンカメラで盗撮し証拠を握ったと脅迫した。届けは出てる。10.15.pm6:00</p>	<p>(保護者から「気合いを入れてください」と言われて、やっしまい、試合結果は良かったが、後味は悪かった)</p>
<p>校長は私設の駐車場の近くに隠れて待ち伏せし、出勤するため車から降りてきた請求人に近所に聞こえる大声で罵声を浴びせ追いかけてくる。通学途中や早朝練習の生徒達の前で請求人の悪口をいい、内容を保護者に伝えろと生徒達に指示した。</p> <p>このとき以来、高血圧症が発症し暫く車の運転が不能になり病院や近くからタクシーを使って出勤もした。</p> <p>10.16</p>	
<p>私物のデジタルカメラとパソコンカメラ(校長言)を使って校長が再び私設駐車場の請求人の車を盗撮した写真を証拠として見せて脅迫した。</p> <p>10.21</p> <p>(父、弁護士に相談)</p>	

		<p>校長は車通勤に関する職務命令を出すので校長室に来いという職務命令を出す。請求人は車通勤変更願について理由を含み文書での回答を要求した返事なし</p> <p>10.23</p> <p>校長が小平市職員服務規程について知らなかったことが発覚する。10.24</p> <p>10.25 何もなし</p> <p>請求人は、市教委と校長に対して、変更願の書面による回答を要求する文書を提出。</p> <p>未だ回答なし 10.28</p>	
平成 15 年 2 月	<p>校内研修会（請求人が研修主任）で「日の丸・君が代」がテーマとなり、（校長は国旗・国歌）請求人は「生徒が自分の意志で行動できるように、日の丸・君が代あるいは国旗・国歌について、歴史や様々な考え方についての授業をすべきである。」と発言した。校長は「自分（校長）は理解力がないので、今の内容を A4 のプリントにして提出してください」と言ったので、後日「前任校で PTA で実施した日の丸・君が代の学習会の資料」と一緒に提出した。（校長は市教委に報告したらしく、市教委の中で「疋田は大物」の烙印を押された〔H15.6 有川教職員係長談〕）</p>		

	<p>2月7日1年生の各クラスで学級委員会（生徒）による「H14の入学式での在校生の歌と演奏と、卒業生制作の壇上のパネル」についてのアンケートを実施し、また学級担任を通じて保護者に配付したことについて、校長から、「国旗国歌の問題」にすりかえられて、担当の請求人に対して言い掛かりをつけてきた。校長から話を聞いたという保護者からの要請で2月19日にアンケートについて説明をする会がもたれた。結局、不明瞭な点の補足説明と謝罪と回収のお知らせを2月27日に出す。</p> <p>生徒の分とすでに提出してくれた保護者の分は校長に没収され、廃棄された。</p>		
3月	<p>校長から次年度の学年主任解任を通告される。（理由は校長と考え方と性格が異なり、運営委員会がスムーズにいかないから）（1年生所属職員からの信望が厚く影響力が大きいから）3.5</p>	<p>父の肝臓癌の手術(3.12)の為の休暇申請をしたら、校長はそんなに悪化しているなら、車通勤してもいいとの発言をした。 3.5</p> <p>H15.1.8の日付の校長の書面回答を渡される。（それまで知らされていない）日付改竄の疑いあり 3.18</p>	<p>理科の副教材の実力テストを実施したところ、保護者から個人情報漏洩ではないかと校長に通報があり、副教材の会社の責任者が市教委で個人情報漏洩はなかったことを説明し、解決した。</p> <p>H15.3.1ソフトテニス部の</p>

校長から、次年度の学級担任はずしと、他学年の学年付きを通告される。(理由は、ある保護者からの意見と要望があり、その内容は、『生徒から人気があり、保護者からも信望があるので、担任になると、影響力が大きく、生徒や保護者を扇動しかねない』) 3.24

市教委と校長に変更願の書面による回答要求を再度文書提出 3.24

昼食後のビデオ講習前に理科室で、禁止されていた缶ジュースを持ち込み飲んでいたら男子生徒を足払いで倒し、頭を踏んで、缶を捨てさせに行かせる。(缶をすてるように口頭で注意したが、指示に従わなかったため、そのときプリントを所持して両手がふさがっていたこともあり、足払いをして指示に従うように促し、さらにつまずいて倒れた生徒の頭を軽く足で踏んでしまった。) (殴ってはいない。またその後生徒はすぐに謝ったので1分も踏んでいない)

父と弁護士と請求人で、校長室の校長と交渉 4.3

教頭から「4月7日に市教委で稲葉理事と教職員係長と校長と教頭で協議し、再度、変更願と診断書を提出し、理由書を願いという報告があり、書類の提出を求められた。」 4.9

教頭の指示で自家用自動車による通勤の許可願を提出 4.17

車通勤の届け出になる

5月

山中湖服務事故関連

山中湖のワールドジュニア
ソフテニス大会最終日、
前日の行動と当日の
動きの指導の中で請
求人は3年男子Bに
対して暴力をふる
う。 5.5

BとBの父親Bが来
校し請求人とだけ話
をしたいという。請
求人がBに対して暴
力をふるったことを
正直に言って謝罪す
ると、B父は許して
くれて、今後もBの
面倒をみてほしいの
で、他の人には報告
しないでほしいと言
った。特に校長に知
れるとおおごとにな
って、Bの立場がな
くなるので、校長に
は気をつけるように
とB父が言った。翌
日からBは練習に参
加している。 5.6

教頭

「校長が管理顧問をしている
バスケットボール部の外部指導員が
自分の荷物がなくなったこと
に腹をたて、連帯責任と称し
て、男子部員全員を丸刈り坊
主頭にさせた。

保護者が産経新聞に訴えて、記者が校長室に来た。山中湖のことを知っているようなので校長が、これから報告するところだと言ってごまかした。その後、いつ報告するのかとしつこく問い合わせが来て困った。おかげでバスケットボール部の丸刈り坊主事件は記事にされなくてすんだ」

校長室に呼ばれ、「あなたは体罰をしましたね」といきなり言われる。「廊下で請求人とB父とのやりとりを立ち聞きして、B父の職場に電話をして確かめたところ、B父は体罰とは言っていないが、校長として体罰と判断したので、市教委に報告する」と言った。 5.7

校長がBや山中湖の現場にいた生徒と保護者に、疋田の体罰を訴えて欲しいと要請したが、全員から断られる。 5.7～5.27

職員室で生徒や他の職員がいる中で、校長が口頭による職務命令「校長室に来なさい」授業に20分遅れてしまう。 5.16

職員室で生徒や他の職員がいる中で、校長が職務命令の読み上げる。立会人を要求したが、校長は拒否 5.19

立会人をかって出た職員が3人、別々に校長室で、校長の行動に対して抗議する。 5.19～5.28

多摩東部大会で新入都大会優勝校を破って3位入賞（Bも参加）

都大会予選突破

（Bも参加）

6月	職員室で生徒や他の職員の間で、校長が職務命令を読み上げる。 5.27 校長は強引にBとB父を学校に呼びつけて、聞き取り、報告書を完成 5.28	
	校長が市教委に服務事故として報告 5.30	
	市教委から校長に請求人の出張依頼（校長から市教委への報告内容についての聞き取り） 6.16 校長が請求人に市教委への出張の職務命令を出す。請求人は校長から市教委への報告内	

容の情報提供を依頼したが校長は拒否 6.17

B父と会って直接話すつもりだったが、**B父が風邪で休んでいると聞いたので、請求人はBに書き方を手渡してB父のところに持っていってもらい、電話で、「校長が服務事故として報告してしまったので、市教委から聞き取りとして自分が呼ばれてしまった」ことを報告し、B父の本意ではないはずなので、できたら、体罰を受けていないという確認書を市教委あてに提出して欲しいと頼んだ。すると、B父は「5月6日の時点とは状況が変わって、校長が体罰だと判断しているので、自分も合わせるしかない」と言ったので、請求人は「状況が変わっていたことを知らなかったので申し訳なかった。確認書のことば忘れてください。」と謝罪した。**

6.18

市教委に報告書の情報提供を依頼したが拒否され、開示請求申込書を提出。6.19

7月		<p>夜、B の家に行って、確認書の件を謝罪。 その際、B 父は疋田と校長の争いに巻き込まれてしまって困っていること、市教委から聞かれたら体罰はないと答えますよ」と言ったので、請求人は「それはご自分で判断してください」と言った。6.19</p>
		<p>市教委での聞き取りの際、校長から今までやられてきたことや、やろうとしていること特に部の顧問をはずされることに恐怖を感じ、体罰をしていないと言ってしまう。 6.20</p>
	市教委から校長に再度7月4日に請求人の出張依頼。(実は確認書の件であることを後で知る) 6.30	<p>市教委から非公開決定通知書が来る。 7.3</p> <p>非公開決定処分に対して異議申立書を市教委に提出。審査委員会の決定が出るまでは、聞き取りに応じないことを書面で校長に提出 7.4</p>

	<p>5校時の始まる直前に、説明なしに、校長が7月1日出張するという職務命令書を手渡そうとしてもめる。授業に30分食い込む。校長が教室に来て、「疋田先生は小平市の教育委員会から呼ばれているので、校長としては緊急に出張してくださいという職務命令を出さなければならなかったので授業に遅らせてしまった」と言った。生徒たちから「そんなことは放課後やってください」と叱られた校長は、「意見があれば放課后来なさい」と生徒たちに言った。何人かの生徒が放課後校長室に意見を言いに行った。(実はこのとき耳にシャープペンが刺さって泣いている生徒の横を無視して校長が職務命令書を持って通り過ぎていったことを生徒達は問題としていた) 請求人は、聞き取りには応じられなという文書を校長に再提出した。 7.11</p>		<p>市教委から、異議申立てに対して小平市に諮問したとの文書を受け取る 7.9</p> <p>都大会出場 (Bも参加)</p>
8月			産経新聞が都教委に、小平市教委からの報告を開示請求

		<p>今度は佐藤教諭が強引に呼ばれて、市教委で聞き取り。(確認書記入をBに強要したかどうかの確認だった)</p> <p>佐藤教諭は全く無関係 8.4</p>
		<p>都教委で聞き取り。ここでも校長から部の顧問を外されることの恐怖心から、請求人は、体罰をしていないと言ってしまった。 8.27</p>
		<p>B が練習に来る</p>
9月	<p>玄関で教頭に呼び止められて、産経新聞朝刊の全国版と多摩版のコピーを見せられる。「9月2日午後5時に校長教頭会で稲葉理事から、産経新聞に体罰事件の報告について説明したので、明朝、運営委員会を開いてスミ対策をするように言われた。こんなに早く出るとは思わなかった。運営委員会は、今朝7時に開いた。『疋田先生はこの件については誰にも発言するな、平常通りに授業等にあたれ』と、校長が言っていた。これは職務命令だとも言っていた。」と教頭から言われた。9.3 am8:00</p>	<p>産経新聞に体罰と「隠蔽工作」の報告を市教委がしたことが報道され、ﾌﾞﾂﾚﾋﾞ等の取材が五中に押し寄せる。9.3,9.4</p>

校長「8月27日の聞き取りで、都教委からかなり絞られ叱られた。必ず私（校長）は処分されるが、都教委の処分に従うかと言われたので、従うと答えた。私（校長）は来年度は五中にいませんね。」と言った。 9.3

朝の職員会議で、平常通りの授業をするようにとの校長の指令が出た。 職員室

am8:25

臨時職員会議で、校長が「産経新聞の全国版の記事は自分（校長）が市教委に報告したものとほぼ同じです。」と発表した。 パソコン室 pm1:00

校長「マシミの目があるので、疋田先生はBに直接会ってはならない。連絡したいことは校長か教頭を通しなさい。」

9.3 校長(B宅に行って帰校した後)

校長は、請求人に対して、「B父は、確認書のことが隠蔽工作のように扱われたことは心外だと言っていた。Bの体調のことも配慮してくれて、翌日丁寧に謝罪を受けているので、隠蔽とはいえないと言っていた」

9.3

校長(テレビのワイドショーのインパル)で請求人(疋田)の悪口を得意になって話す。(後で知る)
(校長の前任校での深川五中の浮浪者熱湯浴びせ事件のときと同様テレビに出たがる)

H15.9.3 はテレビのクル-を校長室に呼んだ

全校集会（生徒向け）で校長が「本校に体罰をした先生がいる。その先生は生徒に謝罪し、保護者もおおごとにしなさいでほしいと言った。しかし、校長としては、体罰を一掃するために、体罰のことを報告した。」と発表した。 体育館 9.5 pm3:00

稲葉理事「産経新聞に報告の内容を開示したのは都教委」と発言

校長「たとえ当事者同士が納得していても、事実は報告します。おおごとになったとしても仕方のないことです。他にもあるようでしたら、私(校長)に連絡してください。」この日、**校長命令で、校長と市教委以外の発言は禁止されていた。** 9.10

朝の職員会議に、校長がPTA会長を連れてくる。PTA会長は、いきなり「保護者と教職員と話し合う会を開いてよろしいでしょうか?」と発言。全職員が何がなんだか判断できないで発言できずにいるうちに、「異議がないようなので、承諾されたとして開催することにします」と言って立ち去った。 9.12

am8:25

保護者向けの説明会で校長・稲葉理事「東京都の処分決定が出るまでは、当該教諭（足田）は教科指導・部活動指導においてかなり優れているとの定評があるので、今まで通り、普通に授業・部活動指導等の教育活動を行わせる」と公言

体育館

9.12

ソフトテニス部や1学年の保護者から、直接、請求人（足田）から話を聞く会や支援する会の開催の動きがあったが、一部の保護者達によって潰された。（後で知る）

教頭から自宅に電話があり

「校長から電話があり、PTAから要望書が出たので市教委から内容について質問しろと言われたので、10月2日に時間をとってくれと言ってきた」ので了承した。

9.30 pm9:30

10月

校長室で、校長から「PTAからの要望書が校長と市教委宛に出されたので、市教委から内容について質問しろと言われたので、今から質問します。これは前回の都教委の聞き取りと多少関係あります。」と言われたので、「都教委から聞き取りの内容を絶対に公表しないように言われているので、答えられません」と答えた。

このとき、校長は前任校の深川五中での浮浪者熱湯事件のことをかなり気にしていた。

10.2 pm3:30

校長室で栗林指導主事立ち会
いで、校長から文書で
「H15.10.6～H16.3.31の間、現
任校の校務を離れ、教員とし
ての資質向上のための校地外
研修を命ずる。休日を含むワ
ークの指導も禁ずる」

朝の職員会議に
PTA 会長と役員 2 名
が乱入、封印してあ
る文書を全校生徒に
配付しろと要求。
校長の許可をもらっ
て前日に全家庭に配
付されることを電話
連絡網で回したと言
って立ち去る。この
日は中間考査。

10.3 am8:30

緊急職員会議が開か
れ、校長が配付を許
可した文書を開封す
ると、内容が、請求
人個人（実名入り）
に対する誹謗中傷で
あり、また、PTA の
一部〔PTA 代表〕の
ものであり、PTA 運
営委員会でも検討さ
れていないものであ
ることが判り、配付
しないことになっ
た。 正午頃

午前中に小平市教育
委員会が緊急に開か
れ、疋田に対して校
地外研修の措置をと
ることを決定し、す
ぐにプ以発表した。

10.3

<p>口頭で「この間、小平第五中学校の関係者との接触を一切禁ずる。連絡は教頭とのみ許す。」という職務命令が出される。</p> <p>校長から「H15.10.4.10.5の大会における部活動指導は、まだ期間外なので、かまわない」と言われる。10.3 pm4</p>	<p>産経・読売新聞</p> <p>多摩版に載る。</p> <p>10.4</p>
	<p>産経新聞多摩版では特集が組まれていて、前任校のことも書かれていた。 (市教委から教えてもらった)</p>
<p>午後、校長が市教委に来たので、請求人は、Bと両親への直接謝罪する機会と、五中関係者への謝罪の機会を設けてもらうように懇願したが、校長は「お断りします。もう手遅れです。H15.10.12に臨時の保護者会が開かれて、その場でB父が刑事告訴すると、みんなの前で言ってました。」と言って謝罪文も受け取ろうとしなかった。市教委の取りなしで、B父に謝罪文を渡すことと、刑事告訴することを思い直してもらうように言ってくれることを校長に承諾してもらった。後日、校長から、謝罪文も無駄だったことと刑事告訴の意志は固いと聞かされた。10.14</p>	<p>1週目に「サービスと人権」について研修し、体罰に対する自分の認識が間違っていたことに気づき、請求人は、市教委に対して謝罪し、聞き取りのやり直しと、BとB父に対する謝罪と、五中の関係者への直接の謝罪の機会をもてるようお願いした。その際、Bと両親と五中関係者への謝罪文を市教委に提出し、校長への受け渡しを依頼した。10.14</p>

研修は、小平市教委・都教職員センター・多摩事務所・小平市障害者福祉センター・公民館・図書館・教育相談室・福祉会館で行い、サービス・人権問題から評価・教科指導や最新の教育行政等、すぐに現場で活用できる内容を実施した。市教委の担当は大野指導主事で、ほとんどすべての統括指導主事から個人指導を受け、高い評価を受けた。約80日間、150通の校長宛の研修報告書を市教委に提出したが、残念ながら、その報告書を校長は一切見ていないことと、市教委は、研修の成果について、都教委に報告していなかったことをH16.3.8に稲葉理事から知らされた。

本人（疋田）の承諾なしで理科室の楽器（音の実験で使用）等以外に、理科準備室の私物のダンスールを開けて、中から、性教育の冊子（学研・小学5年生用「ぼくの体わたしの体ノート」と性教育の資料（ヤングコミック「表紙に水着のアイドルが写っている」）の写真を教頭（聞き取りのときは、請求人は「校長が撮った」と聞いていた）が撮る。H16.1の聞き取りのとき、初めて知る。校長によると「以前、保護者からいやらしい本が理科準備室にあるという通報があったから、承諾なしに調べさせてもらった」そうだ。

校長が市教委に来て、来年度は「体罰のない学校」を学校経営方針にするので、疋田先生は、いてほしくないのに、「異動希望カードを提出して欲しい」と言った。

請求人は提出した。 10.17,21

その際稲葉理事は「免職になるとは誰も考えていなかった。処分が出された後、すぐに現場で教育活動ができるということ为前提にずっと研修して頂いており、また、その成果もあったのですが、残念としか言いようがありません。（H16.3.8）」と言った。

15.10.16
父 入院

何故か、小平警察の取調室に校長が、理科室と理科準備室の私物の整理と撤去についての事前予告に来る。

このとき、校長は、今日の話は職務命令ではなく、お知らせであるとはっきり言った。

(H16.3.1 死去するまで)

H15.11.8

父 危篤状態

小平警察生活安全少年係に呼ばれる。

(加藤係長)

「B から被害届が出ている。この件は怪我もしていなし、軽い暴行なので、刑事課で扱えば、諭して帰すところだが、少年係としては、そうはいかない。新聞でこんなに騒がれていて、逮捕拘置しろという電話も来ている。警視庁からも書類送検するように言われているので、覚悟して、出直してこい。これから何度でも呼ぶ」と言われた。

12.6

小平警察で暴力に関する取調べ (係長)

12.16

小平警察で確認書記述強要に関する取り調べ (係長)

12.21

1月		<p>笹塚の教育相談室で「山中湖に関する服務事故」の聞き取り 12.24</p>
		<p>H16.1.4.5. で 第2 理科室の私物撤去、第1 理科室の大物以外の私物の撤去、理科準備室の整理が完了</p>
		<p>笹塚で「缶ジュース持ち込み生徒への暴力」の聞き取り 1.7</p>
		<p>書類送検されたことが、産経新聞・読売新聞の多摩版とNHKの7時のニュースに出る。</p>
		<p>東京地検八王子支部に書類送検の件で呼ばれる。(検事の勧めで弁護士と相談) 1.8</p>
		<p>笹塚で「自家用車通勤」 1.9</p>
		<p>笹塚で「私物の大量持ち込み」の聞き取り 1.13</p>
2月	<p>校長、理科室・理科準備室の整理と荷物撤去確認。</p>	<p>市教委で「H14 のソフトテニス都大会予選試合中の平手打ちの暴力」の聞き取り 2.17</p> <p>H16.2.22 理科室理科準備室の整理と撤</p>

3月

校長は本人（請求人）の承諾なしに、「**疋田教諭は都教委から職を免ぜられた。プライバシーに関わることなので、本人に問い合わせることはしないように**」といった主旨の文章を生徒と保護者向けに配付した。（五中職員からの情報）その為、請求人がプライベートな理由で退職したという噂がたっている。

(免職の発令)稲葉理事と校長と請求人で東京都庁第2庁舎27階の人事課に呼ばれ、請求人の免職の発令と30日分の賃金を給付される。説明一切なし。分限免職の意味を誰も判らず。

2.23

市教委で、稲葉理事から説明を受けることになっていたが、理事も都教委から説明をもらえず。稲葉理事は、自分は何も判らないので説明できないが、**分限免職の場合、地方公務員の身分は残っていると説明した。**

また、理事は「まさか免職になるとは思わなかった。申し訳ない。私どもは都教委に対して厳正な処分をお願いしますとしか言わなかった。」と言った。

後日、都教委から**分限免職でも、解雇と同じで地方公務員身分も失う**と説明されて、H16.3.8に理事は請求人に謝罪した。

去完了

H16.3.1C型肝硬変と肝臓がんにより、父死去

		H16.3.11 に稲葉理事から請求人の自宅に電話があり、小平市以外の市区町村の教育委員会の教職員係の窓口に行って、時間講師の登録をすることを勧められた。

上記の校長による請求人に対するパワーハラスメントの実態は、多くの生徒職員の目前で「職務命令書」を読み上げたり、授業に食い込んでまで教室までやってきて職務命令書を手渡す、などといった、異常とも言えるものであり、すでにパワーハラスメントの域を超えて、拷問とでもいうべきものであった。

校長が、請求人に対して、かように執拗なパワハラを繰り返していた背景事情としては、以下のような事情がある。

（小平市における教職員の自動車通勤の撲滅の動き） 小平市においては、平成12年度に、市教委に星野理事が赴任し、「小平市における教職員の自動車通勤の撲滅」を公然と宣言し、それまで自動車通勤を行ってきた教職員が、公共交通機関への通勤方法の変更を強要されたり、従わない教職員に対しては、異動をさせるなど、弾圧がなされるようになった（甲74、大垣陳述書）。請求人自身は、

校長（平成12年当時）の立場も慮って、自動車通勤から、公共交通通勤への変更を行ったが、父親の状態や、学校活動のために止むを得ない必要があるときには、自動車通勤への再変更も行っており、校長も請求人のそのような要請に対しては、請求人の事情も汲んで、すぐに自動車通勤への変更を認めてくれていた。

（澤川校長の学校行事に対する無理解、否定的な態度） 小平五中においては、請求人赴任以前から、伝統的に合唱祭などの学校行事が盛んであった。しかし、澤川校長は、赴任早々の「学校経営案」において、「学校創生」の名の下に、今までの学校経営を変えて、新しく来た教員（実質的には、校長と教頭）を中心としたものにする、学校行事も縮小する、といった方針を打ち出した。この「学校創生」案については、ほとんどの職員から反対され、校長は後日撤回した。そのときの職員会議で、請求人は積極的な反対意見を述べている。そのために、請求人は校長の攻撃の標的に選ばれたものである。

（入学式の卒業生制作パネルの展示） 上記、学校行事とも関連するが、請求人赴任以前から、小平五中においては、3年生が卒業にあたり、パネルを自主制作し、それを卒業式において、壇上に展示し、さらに、その翌月に行われる新入生の入学

式においても壇上に卒業生制作パネルを展示しておくという伝統があった。

それに対して、澤川校長は、展示物が卒業生の自主制作物であることを知ってか知らずか、「パネルを撤去して、日の丸を置くように」との方針を打ち出した。

請求人を含む、複数の職員は、これに対して積極的な反対意見を述べ(ちなみに、日の丸の掲揚自体に反対したわけではない。)、澤川校長の事態収拾能力の欠如もあって、学校現場には大きな混乱が生じた(甲29～31)。

なお、このときに積極的に反対意見を述べた教職員は、異動に従わさせられ、異動に従わず、抵抗を続けた請求人は、翌年度に学年主任を下ろされ、担当学年も変えさせられ、担任からも外された。さらに、澤川校長からは、いわれのないD評価(最低ランクの評価。いわゆる指導力不足教員などに対する評価)をつけられている。なお、澤川校長は、請求人にD評価をつけた理由について、明確にしない。

(教職員間での密告の奨励) 澤川校長は、教職員に対し、「校長に反対するものがいたら知らせるように」と密告を奨励していたようで、このような澤川校長のやり方に対しては、普段温厚な富士先生が、職員会議のときに「密告を奨励するようなことはやめてくれ」と校長に対して食ってかかった、ということもあった(甲71、請求人陳述書。請求人本人尋問)。

また、保護者に対しても、密告を奨励し、澤川校長が請求人の悪口を集めていたことを、請求人は複数回にわたり、保護者から聞いている。

上記のような、澤川校長の強引な学校経営と、自分の意に反する者は徹底的にいじめぬく、密告を奨励してまで反対者を見つけだす、という同人の特異な性格により、積極的に自分の意見を述べる請求人は、赴任早々の澤川校長から目をつけられるところとなり、パワーハラスメントの対象となったものである。

澤川校長のパワーハラスメントには、結局、岡崎教頭も同調し、保管物件の無許可撮影、離任式の日における請求人に対する嫌がらせ(「生徒の前に立ってはいけない」発言。テープあり(甲56)。岡崎証人の偽証を示すものでもある。)まで行われている。

2 以上の様に、澤川校長の請求人に対するパワーハラスメントは、同人の特異な性格に深く根ざす、執拗かつ異常なものであり、請求人にとっては、拷問であったとも言えるべきものである。

請求人が、市教委の事情聴取を拒否したこと、事情聴取において体罰を否定したことは決して褒められるべきものではないが、請求人が当時、かような、尋常ならざる澤川校長らによる執拗なパワーハラに曝されていた状況にあったことを考慮すれば、自己の防御のために、事情聴取拒否をすることも止むを得ない点、汲むべき点があるものであり、教職員の適格性を欠く事情として、過大に評価することは誤りである。

第7 分限処分の違法性 1 研修成果を考慮せず

1 本件分限免職処分は、請求人の「不適格性」を理由とするものである。しかるに、請求人は、本件分限免職処分を受けるに先立ち、「資質向上を目的とする」研修を市教委の命により受けており、その事実については、当然のことながら処分者である都教委も知っていたところである。

なお、研修については、「請求人を生徒の前から外す」という裏の理由はあったも

の、本来、教職員の資質向上のために行われたものであり（研修資料）、そのような研修の本来の目的からすれば、分限処分を課すか否かにあたって、適格性の判断材料として、研修成果を考慮しなくてはならないのは当然である。

- 2 しかし、実際には、都教委は、請求人の研修成果については、一切把握しないまま、分限免職処分を発令している。

「資質向上のため」の研修を行っておきながら、その成果については全く汲まずに本件処分を発令しており、適格性について、十分な判断をしたとはいえないものである。

なお、澤川校長にいたっては、校長宛の研修報告にすら全く目を通していないことを自認している。にもかかわらず、審査請求の席では、証人として、「請求人は研修によっても反省の色が見られない」旨、強弁している。

資質向上のための、研修中であり、かつ都教委においてもそれを認識しておきながら、研修成果については一切考慮せず、したがって、適格性について十分に審査せずに、都教委が安易に分限免職処分を発令したことは、手続き的に違法であることは明白である。

- 3 なお、処分者は、処分理由を「有機的に関連付けて評価しなければならない」としているが、それであるならば、不適格性を打ち消す方向の事情についても「有機的に関連付けて評価しなければならない」はずである。

- 4 なお、処分者は、「教職員たるもの、あらゆる場面で正直でなければならない」旨主張しているが、正直でないのは、校長、教頭（偽証の立証可能）であり、処分者の主張に従うならば、分限免職処分を真っ先に受けなければならないのは、澤川校長・岡崎教頭である。

第8 分限免職処分の違法性 2 市教委からの「内申」に反する処分

- 1 市教委からの内申が必要（地教法38条1項）

地教法38条1項によれば、都教育委員会が教職員の処分を行うには、市教委の内申を受けて行わなければならない。

その趣旨は、教職員の直接の指揮監督は、市教委が行う（地教法43条1.2項）ことに由来しており、その趣旨からすれば、都教委が教職員の処分を行うにあたっては、市教委の意向に反してはならない。

- 2 「厳正な処分」

本件においては、小平市教委は、「厳正な処分をお願いします」との内申を行っている。

しかし、本件においては、小平市教委が免職を想定していなかったことは明らかである。理由は、以下のとおりである。

小平市教委が請求人に対して実施していた研修において、地方公務員法についての講義がおこなわれているが、その際に、「請求人の場合、分限免職処分は関係ない」旨の解説が行われていた（甲61、都教委の研修資料の書き込みに「分限は関係ない」旨の書き込みがあり、研修で、その旨の説明があったことは明らかである）。

小平市教委において、請求人の処分についての実質的な担当者であり、請求人の研修結果を唯一見ていた稲葉理事自身、請求人の分限免職処分までは想定していなかったことが明らかである。というのも、稲葉理事は、請求人に対して分限免職処分が発令された平成16年2月23日に、発令の場に立ち会っていたが、稲葉理事は、分限免職処分の意味について請求人に説明できず、その数日後の問い合わせにおいて、ようやく分限免職処分の意味、公務員としての地位がどうなっているのかを説明できている（甲71、請求人陳述書。請求人本人尋問。甲60、客観証拠としての稲葉理事との会話テープ）。このように、本件についての小平市教委の実質的責任者であり、本件処分発令の場に立会いまでしている稲葉理事自身が、分限免職の意味について事前に全く知らなかったということは、すなわち、稲葉理事自身、請求人について分限免職処分まで出されることを想定していなかったことを意味している。

実際に、稲葉理事自身、発令後に、請求人に対して、「免職になるとまでは思っていなかった。」「研修成果が都教委にまで伝わっていなかったようだ。伝わっていれば免職にはならなかったのに残念だ。」などと述べており、更には、都庁で本件処分の発令を受けて小平市教委に戻った後も、稲葉理事自身、対応が分からず、当日の残りの研修を受けることを請求人に勧めずらい（請求人本人尋問。甲71、請求人陳述書）。

なお、これに対して、稲葉理事は、上記本件処分発令後の、自身の請求人に対する対応については否定するような証言をしているが、上記稲葉理事の本件処分発令後の対応が請求人の述べるところであったことは、稲葉理事とのやりとりの録音テープ（甲60）から明白である。

- 3 以上より、本件においては、小平市教委としては、「厳正な処分」の内申は行っているものの、請求人の免職まで想定していなかったことは明らかであり、地教法38条1項が、市教委の内申が必要とした趣旨からすれば、市教委の想定外の処分は出来ないはずであり、違法であることは明白である。

第9 分限免職処分の違法性 3 分限に名を借りた、自由裁量的な処分

- 1 本件は、体罰事件に関して言えば、懲戒処分は止むを得ないが、懲戒の程度としては、戒告・減給相当である（甲14、体罰についての懲戒基準）。
- 2 しかし、校長による無謀な命令への反発を職務命令違反と捉えて、これと合わせ技で、「不適格」の烙印を押し、罪刑法定主義の制限下であり、免職処分まで発動できない懲戒処分は用いず、「分限処分」を利用して、気に食わない教職員を免職にまで追い込むことは、分限処分の悪用である。

このような、自由裁量的免職処分が今後も横行するようでは、学校現場での教職員の萎縮が生じ、命のある授業を行う教職員もいなくなり、学校教育が活発さを失い、教育レベルの低下を招くことは容易に予測できる。

- 3 請求人は、もともと能力は高い教職員であったし、現在も、私立高校講師として高い評価を得ている。

請求人は、都教委から研究団体として予算措置も受けている公的団体である「東

京都中学校性教育研究会」から役員・理事を委嘱され、平成15年度においても、教育者としての能力を高く評価されていた。また、東京都の委嘱を受けて性教育に関するリーフレットの作成に携わっていただいた(甲37~43)。このように、東京都や処分者自身が、請求人の能力については、もともと高く評価していたものである。また、請求人は、90年代の初頭から中学生に対するエイズ教育に先進的に取り組み、更には、授業の実践方法(「性教育」といっても、単に「性」に対する知識を与えるという単純な授業ではなく、「人間としての異性との接し方」などといった大人にも通用・必要であろう事項につき、ロールプレイングの形で生徒自身に考えさせるという、極めてユニークかつ効果的な授業である。)がマスコミでも取り上げられるなどしていた、教職員として極めて実績のある、能力の高い教職員であった(甲57・58、甲68~70)。

また、上記のような特別な活動以外の通常の授業・部活動の指導においても、熱心に取り組んでおり、生徒のみならず、保護者からの信頼も厚かった(甲26、上野氏陳述書。甲19、卒業生のメッセージ。甲20~22、卒業生の陳述書。甲48、元生徒 氏の陳述書)。

それが、平成15年度当時に、いきなり「免職」が必要とされる程度まで、教職員として不適格となるとはおおよそ考えがたい。上記、もともと請求人の有していた能力、実績から考慮しても、請求人が、分限免職に足る「不適格」となっていたとはおおよそ考えられない。

結局、処分者の意図としては、校長の方針に反発する傾向のある教職員を排除するために分限処分を流用・悪用したことは明々白々である。

- 4 かような、地方公務員法を潜脱した、違法な分限免職処分、気に食わない職員はいつでも分限制度を悪用して免職できるという悪しき前例を作らないためにも、本件分限免職処分の取消を求める。

第10 結語

1 不適格による分限免職。

本件処分は、教職員としての「適格性を欠く」ことによる、分限免職処分である。

そして、分限事由は、

大量の私物保有と撤去命令違反
自動車通勤についての職務命令違反
生徒Aに対する体罰
生徒Bに対する体罰
生徒Bに対する「確認書」の要求
市教委の事情聴取拒否
事情聴取における虚偽陳述

である。

しかし、上記各分限事由についてであるが、(私物)・(自動車通勤)については、既に述べたとおり、そもそも正当なものであり、不利益処分を課す理由たりえないし、教職員としての不適格性の現われともおおよそ評価できない。

また、私物については、分限処分発令前に、既に撤去に応じ、履行している。その点からも分限の事由足り得ない。

また、（体罰）、（確認書）については、研修により反省し、非を認めている。特に、処分事由として大きいと思われる体罰の問題については、研修の早期の段階において、請求人は、認識を改め、反省し、被害生徒Bに謝罪の手紙を送っている。この点では、既に、不適格性は解消しており、分限事由足り得ない。

（確認書）、（事情聴取拒否）、（虚偽の陳述）についても、上述のとおり、異常ともいえるパワハラに曝されていた状況下では、請求人の対応として止むを得ない面があり、教職員の資質の問題として、過大には評価できない。

したがって、請求人に関しては、本件処分が発令された平成16年2月23日の時点では、既に分限免職をなすべき不適格性は認められないのであって、にもかかわらず、分限免職処分までなした本件処分は違法である。

2 また、上記分限事由にも関連するが、ほかならぬ「不適格性」を理由とされている本件処分は、請求人の「資質向上のための研修」中に発令されているにもかかわらず、当の研修の成果については不可解にも全く考慮された様子がない。その点から、研修成果による「不適格性」の有無の判断を全く行わなかった本件処分は、違法であることが明白である。

3 地教法38条1項違反

また、本件処分は、小平市教委が、請求人の分限免職まで想定していなかったことは明らかであり、地教法38条1項が、教職員の処分にあたって、市教委の内申を必要とした法の趣旨に反し、違法であることは明白である。

4 分限に借名した、自由裁量的処分

本件は、体罰事件に関して言えば、懲戒処分は止むを得ないとしても、懲戒の程度としては、戒告・減給相当である。しかるに、校長による無謀な命令への反発を職務命令違反と捉えて、これと合わせ技で、「不適格」の烙印を押し、罪刑法定主義の制限下であり、免職処分まで発動できない懲戒処分は用いず、「分限処分」を利用して、気に食わない教職員を免職にまで追い込むことは、分限処分の悪用であり、地方公務員法の潜脱である。

5 以上より、請求人に対する本件処分に重大な違法があることは明々白々であるので、本件処分を直ちに取り消すことを改めて求める次第である。

以上